

## 令和7年第4回五霞町議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第2号)

令和7年12月5日(金曜日)午前10時開議

第 1 諸般の報告

第 2 一般質問

第 3 休会の件

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(10名)

1番	猿橋正男君	2番	小野寺宗一郎君
3番	黛丈夫君	4番	山本芳秀君
5番	植竹美智雄君	6番	新井庫君
7番	伊藤正子君	8番	宇野進一君
9番	鈴木喜一郎君	10番	樋下周一郎君

### 欠席議員(0名)

なし

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	知久清志君	副 町 長	土信田法男君
教 育 長	森田恵美子君	総 務 課 長	鳩貝浩之君
まちづくり 戦略課長	古郡健司君	会計管理者兼 町民税務課長	堀山康行君
健康福祉課長	吉岡雅子君	こども未来課長	山下仁司君
産業課長兼 農業委員会 事務局長	山田浩君	特定プロジェクト 推進課長	大橋勝君
建設水道課長	園田和則君	教 育 次 長	荒井富美子君

---

連絡員として入場を許可した者

総務課 課長補佐	斉木哲也君	まちづくり戦略課 主幹	笈沼里美君
健康福祉課 主幹	五十嵐俊夫君	こども未来課 主幹	大関智己君
特定プロジェクト 推進課係長	内田和明君		

---

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり 戦略課主事	江森達也君
----------------	-------

---

事務局職員出席者

事務局長	曾根正明	書	記	高島悠仁
		書	記	伊藤弘美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（植竹美智雄君）おはようございます。  
定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。
- 

◎会議成立の宣言

- 議長（植竹美智雄君）ただいまの出席議員は全員出席の10名であります。  
会議は成立いたします。
- 

◎諸般の報告

- 議長（植竹美智雄君）日程第1、諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条の規定による本日の出席者は、配付しております資料のとおりとなります。  
傍聴の皆様をお願い申し上げます。  
本日の本会議における一般質問は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信を行いますので、御報告いたします。なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。  
また、スマートフォン等の音の出る電子機器類は電源を切るか、音の出ないように設定をお願いいたします。
- 

◎一般質問

- 議長（植竹美智雄君）続きまして、日程第2、一般質問となります。  
ただいまから、町政に対する一般質問を行います。発言の通告を受けた者は、御手元へ配付した通告一覧表のとおりです。順序に従い発言を許可します。  
なお、質問時間は、申合せにより、議長の発言許可より答弁を含め60分以内となっておりますので、よろしく願いいたします。
- 

◇ 猿 橋 正 男 君

- 議長（植竹美智雄君）最初の質問者である猿橋議員は発言席へ移動願います。  
〔1番 猿橋正男君 発言席へ移動〕  
○議長（植竹美智雄君）ただいまより、1番 猿橋正男君の発言を許可します。  
登壇し質問趣旨を述べ、その後は発言席へ戻り答弁をお聞きください。  
1番 猿橋正男君。

〔1番 猿橋正男君 登壇〕

- 1番（猿橋正男君）皆様、おはようございます。1番議員、公明党の猿橋でございます。  
本日は、御多用のところ、傍聴にお越しいただきまして誠にありがとうございます。  
今年は、インフルエンザの流行が例年より早く始まり、現在は本格的な流行期に入っています。手洗い、うがい、マスクの着用、室内の換気を習慣にして、人混みでは特に注意しながら体調管理をしっかり行ってまいりましょう。  
今回の一般質問では、2項目5点についてお伺いいたします。  
1項目めは、若者支援、移住・定住の促進についてです。

少子高齢化が進む中で、若者の地方離れが深刻な課題となっています。若者が地方に定住しにくい理由は様々ですが、大きく経済、生活、価値観の3つの側面が影響しています。

第一に、就業機会の不足です。

地方では、産業の選択肢が限られ、正規雇用の枠も少ないため、専門性を生かした仕事やキャリア形成を望む若者にとって、魅力が乏しい状況です。また、給与水準が都市部より低く、昇進や転職の機会も限られることから、長期的に安定した生活基盤を築きにくいという問題があります。

第二に、生活環境や娯楽の少なさが影響しています。

若者は、多様な文化体験や人との交流を求めますが、地方では、イベント、商業施設、教育機関などが十分とは言えません。また、インフラ整備が進んでいない地域では、交通が不便で通勤の負担が大きくなるなど、日常生活の自由度が下がってしまいます。

第三には、価値観の変化が挙げられます。

SNSやインターネットの普及により都市部の情報に簡単に触れられるため、若者は、都市での多様な働き方、生き方に魅力を感じやすくなっています。さらに、地方では、人間関係が密になりやすく、個人の自由やプライバシーが確保しづらいと感じられる人もいます。地元に残ることが家族や地域の期待と結びつき、心理的負担になるケースもあります。加えて、地域社会が抱える構造的な課題も影響しています。

人口の高齢化が進むほど若者の負担が増え、「戻れば自分が地域を支える存在になるだけ」というイメージが強まり、定住の意欲をそいでしまいます。教育、医療などの公共サービスも縮小しやすく、将来の生活への不安を感じる若者も少なくありません。

こうした複数の要因が重なり、若者は、より多くの選択肢と自由を求めて都市へ移り住む傾向が続いています。地方が若者の定住を促すには、雇用の創出、生活の利便性向上、そして価値観を受け入れる柔軟なコミュニティづくりといった多面的な取組が欠かせません。

本町においては、移住・定住に向けた自治体としての魅力向上の施策が進められています。

主な取組としては、次のようなものが挙げられます。

特産物を生かした地域ブランドの創造やイベントの開催などにより、多くの方に本町へ関心を持っていただく取組を進め、地域の活性化を図っていること。

子育て支援を強化し、保育料の無償化・子供医療費の無償化・学校給食費の無償化、さらに、子育て支援住宅などにより、子育て世帯の移住・定住の促進が期待できること。

インター周辺開発による企業誘致の推進と、これに伴う雇用創出が見込まれていること。

以上のように、移住・定住に向けた取組が幅広く行われています。

今回の一般質問では、若者に対する経済的支援を中心に質問をさせていただきます。

まず1点目として、本町における若者人口の現状についてお伺いいたします。

本町は、平成26年の日本創成会議が発表した消滅可能性都市リストに掲載され、さらに令和6年には、民間有識者で構成される人口戦略会議のレポートにおいても消滅可能性自治体と位置づけられました。

これは、2020年、令和2年から2050年までの30年間で、子供を産む中心世代である20歳～39歳の若年女性の人口が50%以上減少すると予測される自治体を指します。

この状況を踏まえ、本町の現状を確認するため、以下についてお伺いいたします。

1点目の質問です。

令和2年と本年の20～39歳の女性人口、本年の15歳以下の女性人口、併せて令和2年からの転入・転出者数を御提示ください。

2点目の質問は、奨学金返還の援助についてです。

近年、少子高齢化が進展する中で、大学生の奨学金利用者は増加傾向にあります。日本学生支援機構の調査によれば、およそ2人に1人は、何らかの奨学金制度を利用している状況にあります。

本来、奨学金制度とは、家庭の所得状況にかかわらず、進学意欲がある若者が等しく進学 of 機会を得られるようにするための制度であり、多くの若者にとって極めて重要な役割を果たしています。

しかし、卒業後に返済を要する貸与型奨学金については、近年の大学費用の高騰も影響し、1人当たりの返済金額の平均は300万円を超え、返済者の1割は500万円以上に上っています。

こうした返済負担は、若者の卒業後の生活設計に重くのしかかり、結婚、出産、子育てなど、将来のライフイベントに対する意識にも少なからず影響を及ぼしていると指摘されています。

国においては、企業が従業員に代わって返還を行う代理返還制度が設けられています。企業側には、人材確保や定着につながるほか、法人税控除の対象となるなどのメリットがあります。しかし、その活用は依然として進んでおらず、利用企業は全国でおよそ4,300社にとどまっている状況です。

また、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局の資料によれば、地方公共団体における奨学金返還支援の実施割合は、令和6年6月1日時点で46.9%にまで拡大しています。

このように、奨学金返還支援の取組は、全国的に広がりを見せており、若者の移住・定住を促進する上で有効な施策として評価されつつあります。

本町としても、若者の将来への不安軽減や定住の促進につながるためには、奨学金支援制度の導入は極めて有効な施策になり得るものと考えます。

2点目の質問です。

本町におきましても、若者の移住・定住の促進を図るため、奨学金返還支援の取組を実施すべきと考えますが、御見解を伺います。

3点目の質問は、結婚新生活支援事業についてです。

今年度、これから夫婦として新生活を五霞町でスタートさせる世帯を対象に、スタートアップ費用の一部を助成する事業が行われています。

そこで、3点目の質問です。

事業の内容及び利用状況を御提示ください。

4点目の質問は、茨城県における移住促進事業についてです。

茨城県では、県と各市町村の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、県内における移住・定住の促進や中小企業の人手不足解消を目的として、県と各市町村が連携して各種事業を実施しております。

ここでは、そのうちの3つの事業について紹介いたします。

1つ目は、「わくわく茨城生活実現事業」です。

本事業は、茨城県が実施する「茨城就職チャレンジナビ事業」又は「地域課題解決型起業支援事業」と連携し、東京圏から本県に移住して就業又は起業等をしようとする方に対して、移住支援金を給付するものです。支援の内容は、次のとおりです。

要件を満たす場合、2人以上の世帯100万円、単身世帯60万円、18歳未満の世帯員を帯同する場合、18歳未満の子供1人につき最大100万円の加算となっており、本事業の市町村負担割合は2分の1となっています。

2つ目は、「茨城就職チャレンジナビ事業」です。

茨城県が東京圏の求職者に向け、訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営するとともに、市町村や経済団体等の協力を得て選定した中小企業に対し、求人情報の作成支援及び同サイトへの掲載を行う事業です。本事業については、市町村の負担はありません。

3つ目は、「茨城県地方就職学生支援事業」です。

都内に本部を置く大学・大学院の東京圏内のキャンパスに在学し、卒業後に茨城県内企業へ就職する学生を対象に、一定の要件を満たす場合、地方就職支援金を給付するものです。支援の内容は次のとおりです。

県内企業への就職活動に要した交通費4,260円を上限に支給。就職に伴う移住に要した移転費用として、最低限の実費であることが証明できる場合は、その実費額を上限に支給。証明できない場合は、実費額又は6万6,000円のいずれか低い額を上限に支給となっており、本事業の市町村負担割合は2分の1となっております。

これらの支援事業を実施するためには、各市町村が県に届け出を行い、実施自治体として登録される必要があります。

4点目の質問です。

本町は、これらの県との連携による支援事業に現在参加しておりません。本町が、これらの支援事業に参加していない理由について、町としての御見解をお伺いいたします。

以上が、若者支援、移住・定住の促進についての質問です。

2項目めは、重点支援地方交付金についてです。

近年、国は、地域の課題解決を強力に後押しするため、重点支援地方交付金を創設し、人口減少対策や地域経済の活性化、子育て、教育環境の充実、防災・減災対策など幅広い分野で自治体の取組を支援する仕組みを整えてきました。

本町においても、これらの交付金を活用し、地域課題の解決に向けた施策を進めてきたところ です。

政府は、11月21日に物価高騰対策を柱とした総額21兆3,000億円規模の総合経済対策を閣議決定しました。その中で、公明党が拡充を求めてきた重点支援地方交付金に2兆円が計上されています。国が示す推奨メニューには、米など食料品価格の高騰による家計負担を軽減するための電子クーポン券やおこめ券の配布のほか、公明党の提案による水道料金の減免など、地域住民の暮らしを下支えする施策が盛り込まれています。

しかし、本町においては、米の生産者が多いことから、おこめ券の配布は、町民ニーズに十分に 応えられないのではないかと考えます。また、町民からは、本町の水道料金は高いとの声が多く寄せられています。

こうした状況を踏まえ、以下について伺います。

本町では、今回の重点支援地方交付金をどのように活用しようと考えているのか。また、水道料金の減免は有効な活用策の一つと考えるが、本町としての御見解を伺います。

以上、重点支援地方交付金についての質問です。

以上、質問の趣旨を述べさせていただきました。

それでは、発言席に戻らせていただきます。

〔1番 猿橋正男君 発言席へ移動〕

○議長（植竹美智雄君）1項目め、1点目の質問に対し、町民税務課長の答弁を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（堀山康行君）1項目、若者支援について、1点目、若者人口の現状について御答弁申し上げます。

まず、20歳～39歳までの女性人口については、4月1日現在で令和2年には710人、令和7年では576人となっており、5年間で約2割程度減少しております。

また、15歳以下の女性人口については、令和7年4月1日現在で316人となっています。

次に、令和2年～令和6年までの転入・転出者数についてです。

転入者数は、令和2年260人、男性163人、女性97人。令和3年260人、男性154人、女性106人。令和4年286人、男性160人、女性126人。令和5年326人、男性211人、女性115人。令和6年299人、男性205人、女性94人となっています。

転出者数は、令和2年284人、男性152人、女性132人。令和3年299人、男性164人、女性135人。令和4年331人、男性196人、女性135人。令和5年281人、男性170人、女性111人。令和6年301人、男性167人、女性134人となっています。

1項目1点目の答弁は、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）猿橋議員。

○1番（猿橋正男君）はい。ありがとうございました。

20歳～39歳の女性人口が、僅か5年間で約2割も減少しているという御答弁に大変驚きました。このままのペースで推測すれば、2050年には同年代の女性人口が約200人程度まで減少することになります。

現在15歳以下の女性人口が316人。これも、このままの見通しで2050年を迎えると、24歳～39歳が316人。さらに、本町の出生数から推計される20～23歳が約40人と考えると、20～39歳の女性人口は、合計で356人ほど見込まれます。これは、令和2年の時点からの710人のほぼ半数に相当し、加えて、これに転出超過が含まれていないため、これを入れると、本町が消滅可能性自治体に該当することは否めません。実際に本町の転入・転出を見ても、過去5年間で男性は、外国人就労者増加などの影響もするのか、44人の転入の超過となっています。一方、女性は、109人の転出超過になります。

このような状況を踏まえれば、若者への支援を充実させ、移住・定住を強力に促進することが、今まさに求められると考えます。

2点目をお願いします。

○議長（植竹美智雄君）はい。続いて、2点目の質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（古郡健司君）それでは、2点目の奨学金返還の援助について御答弁申し上げます。

奨学金制度は、学ぶ意欲を持った学生の経済的な支援にとどまらず、我が国の将来の成長を見据えた、社会全体の未来への投資として非常に重要なものと考えております。

しかし、大学生の2人に1人が奨学金を受給しているとも言われており、奨学金の返還に関しては、多くの若者にとっては大きな経済的・心理的負担となっており、現代社会の重要な課題の一つとされております。

議員御提案の貸与奨学金の代理返還若しくは返還支援につきましては、一般的に企業が従業員の奨学金返済を肩代わりし、優秀な人材の確保や従業員の定着率向上につなげるための方策として取り入れられていることは承知しております。

しかしながら、現状において私人が借りた借入金に対し、地方公共団体である町が、移住・定住促進のための施策の一環としてであっても、代理返還する制度を導入することについては、慎重に検討していく必要があると考えております。

2点目の答弁につきましては、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、猿橋議員。

○1番（猿橋正男君）はい、ありがとうございます。

移住・定住の促進の一環として奨学金への援助を検討するに当たり、奨学金が私人による借入金であることから慎重な対応が必要であるとの御答弁は、ごもっともであると受け止めております。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、奨学金返還支援を実施している地方公共団体は全国に増加しており、その実施率が現在46.9%に達しております。こうした全国的な大きな状況を踏まえますと、本町においても、将来の担い手を確保するための有効な施策の一つとして、ぜひ前向きに御検討をお願いいたします。

3点目をお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、3点目の質問に対し、こども未来課長の答弁を求めます。

こども未来課長。

○こども未来課長（山下仁司君）はい。3点目の結婚新生活支援事業について御答弁申し上げます。

結婚新生活支援事業につきましては、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、町内への若者の定住化の促進を図ることを目的に、これから夫婦として町内で新生活をスタートする世帯を対象に、居住に係る費用の助成を今年度から開始しております。

具体的な事業内容につきましては、令和7年度中に婚姻届を提出した39歳以下の夫婦であって、婚姻を機に夫婦の双方又は一方が五霞町への転入又は五霞町内で転居している世帯に対し、居住費やリフォーム費用、引っ越し費用について、婚姻日の年齢が夫婦ともに29歳以下の場合には最大60万円、39歳以下の場合には最大30万円を助成することとしております。

なお、経済的な支援を必要とする若年夫婦に対する助成に限定する観点から、要件として国の基準に合わせて、夫婦の合計所得金額を500万円未満と設定しております。

続いて、令和7年度の婚姻届出件数ですが、11月末現在で5件の届出を受理しておりますが、現在のところ補助金の申請及び交付の実績はございません。町では、窓口にて婚姻届を受理した際に事業の概要を説明し、補助金の活用について呼びかけておりますが、親との同居など、既存の住宅への入居により新築やリフォームを必要としなかったことや、引っ越し作業を自前で行ったため費用が発生しなかったなどにより、現時点では補助対象となる事例が生じていない状況にあります。

町としましては、定住促進のための重要な事業の一つとして捉えておりますので、町公式ホームページや広報紙を通じて引き続き積極的な周知を行い、若い夫婦の転入増加につなげていきたいと考えております。

3点目の答弁は、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）猿橋議員。

○1番(猿橋正男君) はい、ありがとうございました。

今年度の婚姻届数が11月末時点で5件、また、補助金の申請及び交付の実績がないという状況であります。町として定住促進のための重要な事業の一つとして積極的に周知を図っていくという御答弁をいただき、ありがとうございます。

御答弁にもありましたように、結婚新生活支援事業は、結婚に伴う住宅の取得、賃貸、リフォーム、引っ越しにかかる費用の一部を補助するものであり、若者の移住・定住促進に寄与する有効な制度であると考えております。

しかしながら、この制度の対象となる夫婦の所得合計が500万円未満とされている点については、課題があると認識しております。

国税庁の令和6年分民間給与実態統計調査によれば、25歳～29歳の平均収入は、男性で438万円、女性で370万円であり、これを給与所得控除後の給与所得に換算すると、男性が306万円、女性が250万円となります。両者を合わせると558万円となり、多くの共働きの世帯が所得制限を満たさず、結果として補助対象から外れてしまうという現状にあります。

さらに、本事業は、国の補助金を活用して実施されているため、今年度をもって廃止される見込みも考えられます。また、本町における婚姻件数自体も多いとは言いがたい状況であります。結婚を契機とした定住促進策の充実が一層求められると考えております。

以上を踏まえ、再質問をさせていただきます。

本町におきましては、結婚新生活支援事業を町独自の事業として、継続して、所得制限を設けずに実施することが、若者の移住・定住につながると考えますが、御見解を伺います。

○議長(植竹美智雄君) ただいまの再質問に対し、こども未来課長の答弁を求めます。

こども未来課長。

○こども未来課長(山下仁司君) はい。結婚新生活支援事業を本町独自の事業として継続し、所得制限を設けずに実施することについて御答弁申し上げます。

結婚新生活支援事業につきましては、国の令和8年度概算要求に地域少子化対策重点推進交付金が計上されていることから、引き続き国の交付金を活用し、事業を継続してまいりたいと考えております。

なお、所得要件については、国の補助基準に従い、経済支援が必要な夫婦として金額を設定しているものであり、仮に所得制限を撤廃し、500万円以上の夫婦に対して助成する場合には、国の交付金が活用できないため、町の単独事業にて行うこととなります。

町としては、厳しい財政状況の中、安定的に事業を継続させていくためには、国の補助金を有効活用することが必要であると考えておりますので、今後も国の補助基準に基づく助成を行い、この事業が1組でも多くの若い夫婦に活用され、町の定住化促進につながるよう全力で取り組んでまいります。

再質問に対する答弁は、以上でございます。

○議長(植竹美智雄君) 猿橋議員。

○1番(猿橋正男君) はい、ありがとうございました。

令和8年度につきましても、国の地域少子化重点推進交付金を活用して事業を継続していくとの答弁をいただきありがとうございます。

私も、国の補助金を活用して事業を安定的に継続できるのであれば、現行の所得制限500万円を無理に撤廃する必要はないものと考えております。

しかしながら、今後、国の交付金が縮小又は廃止される場合を見据えますと、結婚新生活支援事業は、定住促進において重要な取組の一つであると考えます。本町独自の継続についても検討していただきたいと考えております。

また、本町での新生活を検討する若者の理由は、結婚だけに限られません。転職の機会、子供が小学校に入学といったライフステージの変化など、様々な要因が考えられます。こうした節目において、本町への転入に伴う新生活を支援する仕組みがあれば、結婚新生活支援事業と同様に、若者世帯の移住・定住に大いに寄与するものと考えております。

以上を踏まえ、再度再質問させていただきます。

若者の転入に際し、新生活を支援する事業を本町として検討していくことも有効と考えますが、御見解を伺います。

○議長(植竹美智雄君) ただいまの再質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（古郡健司君） それでは、再質問にお答えしたいと思います。

若者の転入に対する新生活支援について御答弁申し上げます。

若者の転入により、労働力や消費活動の活発化、文化芸術活動の活性化など、地域社会へ様々なポジティブな影響が期待できます。

しかし、現在、町は厳しい財政状況の中、限られた財源を使って優先すべき事業を実施していることから、若者の転入に対する新生活支援を実施することが、現時点では困難な状況となっております。

そのため、まずは、現在実施している移住・定住施策を更に強化し、若者をターゲットとした新たな施策を検討してまいります。

引き続き、これまでの4大イベントによる町のPRはもとより、「シン・茨城あげそば」などの名産品の創出、商業施設など利便性施設の誘致など、魅力あるまちづくりを推進してまいります。

そして、将来子育て世帯として、町内に定住していただくことを期待しております。

再質問に対する答弁は以上でございます。

○議長（植竹美智雄君） 猿橋議員。

○1番（猿橋正男君） はい、ありがとうございました。

現時点で、若者転入の新生活支援を実施することは困難であるとの御答弁を受け、大変残念に思っております。

しかしながら、本町では、今後、複合庁舎の建設、インター周辺開発、また、上下水道の広域化など大きな事業が控えていることを踏まえると、やむを得ない面もあると感じております。

御答弁にありましたように、若者の転入は、地域社会に多様でポジティブな効果をもたらすことが期待できます。近い将来、本町において、若者転入の新生活支援事業が実現されることを心から願っております。それまでは、若者に選ばれる、魅力あるまちづくりの一層の推進について、引き続き御尽力をお願いいたします。

以上です。

○議長（植竹美智雄君） 続いて、4点目の質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（古郡健司君） 4点目の茨城県における移住促進事業について御答弁申し上げます。

県では、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少や地域の衰退を防ぐために、特に若者や企業の誘致、移住促進、就業支援、そして地域活動の活性化に力を入れております。

例えば、東京23区に住んでいる方や通勤している方が県内に移住し、就職や起業をしやすいするために、経済的な支援を行っております。

この支援により、県内の中小企業での就業を促進し、移住を後押しする「わくわく茨城生活実現事業」などを実施しております。

本町でも、わくわく茨城生活実現事業を令和3年度～令和4年度の2年間、県と連携し、事業を実施してまいりましたが、事業に対する相談や申請は1件もなく、期待した成果が得られなかったことから、町としては、県の事業に参画することのメリットはないと判断し、事業を廃止しております。

4点目の答弁は、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君） はい、猿橋議員。

○1番（猿橋正男君） ありがとうございました。

わくわく茨城生活実現事業につきましては、これまで2年間、県と連携して実施してきたものの、相談や申請が1件もなかったことから、参画するメリットがないと判断し、事業を廃止したとの御答弁をいただきました。

もちろん、町として事業参加の効果を重視する考えは理解いたしますが、私としては、それ以上に重要なのは、本町への移住を検討されている方々に対し、移住の後押しとなるメリットを確保しておくことであると考えております。特に学生の方が、就職を機に移住を検討する際、補助制度の存在はプラスの要素として働く可能性が高いと考えます。

また、先ほど申し上げた各種支援事業につきましては、近隣の古河市や境町をはじめ、県内では35市町村が実施自治体として登録し、積極的に取組を進めている状況です。移住先を検討する方々にとって、こうした支援事業の有無は判断材料の一つであり、本町が実施自治体として登録していないことは、移住先としての選択肢に影響を及ぼす可能性も否定できません。

以上を踏まえ、再質問をさせていただきます。

今後、本町としても、県が実施する各種支援事業に積極的に参加すべきと考えますが、御見解をお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）ただいまの再質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（古郡健司君）ただいまの再質問の茨城県の移住促進事業について、積極的に参加する考えがあるかについて御答弁申し上げます。

県が進めている移住促進事業は、人口減少や地域の担い手不足に対応するため、町内外からの人材誘致を目的とした施策です。近年、東京圏から茨城県への転入者が増加しており、この移住促進策が一定の効果を上げていると聞いております。

このため、町でも再度県の移住促進事業を精査し、必要に応じて東京圏からUターンや五霞町にゆかりのある人々のIターン、また、都市部を経て再び地方に戻るJターンなど、様々な形態の移住を促進する施策に活用してまいります。

再質問に対する答弁につきましては、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）猿橋議員。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございます。

本町への移住を検討されている方々を支援する施策は、極めて重要であると考えます。ぜひとも受け皿を広く構えて、移住者を積極的に受け入れる体制を構築していくためにも、県が実施する移住促進事業への参加については、前向きな御検討をお願いいたします。

2項目めをお願いします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、2項目めの質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（古郡健司君）2項目め、重点支援地方交付金について御答弁申し上げます。

現在、エネルギー価格や食料品の価格高騰が町民の生活や事業者の経営に大きな影響を与えてございます。このような状況を受け、令和7年11月21日に重点支援地方交付金の拡充が閣議決定されました。

これに伴い、内閣府地方創生推進室からは、物価高対策を進めるため、できる限り年内に予算化を進めるようにとの通知が発出されております。しかし、交付金の上限額など詳細についてはいまだ示されていない状況でございます。

町といたしましては、物価高騰の影響を受けている町民や事業者の生活を守ることを最優先に、これまででも上水道の基本料金免除や福祉施設への物価高騰支援などを行ってきております。

今回の重点支援交付金に関しましても、迅速かつ柔軟な対応を進め、町民の生活安定を図るため、効果的な支援策を検討してまいります。

2項目めの答弁につきましては、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、猿橋議員。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございます。

御答弁にありましており、食品の物価高騰が町民の生活に大きな影響を及ぼしている状況です。

私としては、水道の基本料金の減免が、全ての町民に交付金の恩恵が行き渡る点で有効な施策であると考えております。減免によって生じる効果を各御家庭で自由に活用できることも、町民にとって大きな利点であります。

交付金の額によって支援策の内容が左右されることと思いますが、町民一人一人が納得できる形になるよう慎重かつ丁寧な御検討をお願いいたします。

また、答弁の中で示された迅速かつ柔軟な対応により、町民生活の安定を図るため効果的な支援を検討するとの言葉は、大変心強く受け止めております。よろしくをお願いいたします。

以上で、一般質問を終了させていただきます。

最後までありがとうございました。

○議長（植竹美智雄君）以上で、1番 猿橋正男君の質問が終わりました。

ここで、休憩といたします。

再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（植竹美智雄君）休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### ◇ 黛 丈夫 君

○議長（植竹美智雄君）2番目の質問者である黛議員は、発言席へ移動願います。

〔3番 黛 丈夫君 発言席へ移動〕

○議長（植竹美智雄君）ただいまより、3番 黛 丈夫君の発言を許可します。

登壇し質問趣旨を述べ、その後は発言席へ戻り答弁をお聞きください。

3番 黛 丈夫君。

〔3番 黛 丈夫君 登壇〕

○3番（黛 丈夫君）おはようございます。一般質問の二番手で登壇しました3番議員の黛でございます。傍聴に御参集の皆様、本日は、師走の御多忙中のところ、また、お寒い中、お運びいただき誠にありがとうございます。これからの持ち時間、しっかり務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

早速ですが、本日、私が一般質問に取り上げた項目について、その理由を述べさせていただきます。

1項目め、町の火災と防火対策については、今年の7月に町内で発生した建物火災に私自身が立ち会った折り、町の消防団員や西南広域消防本部消防士による懸命な消火活動を実施しながらも、火の回りや周辺家屋などの現場条件もあり、母屋1棟と駐車場兼納屋1棟の鎮火に5時間以上を要した状況を確認した体験にあります。

町には、築数十年を経た木造家屋の密集地が点在し、さらに、管理が十分でないと思われる空き家が見受けられます。また一方、行政区組合の未加入者が増えて、地域コミュニティへの参加や身近な助け合い活動が薄れてきている現実があります。

こうした日常生活を取り巻く環境の変化に対して、防火や火災への対応が十分にかつ具体的になされているのか。また、大規模火災などの発生リスクの低減、発生した場合の対応など、確認の必要性を感じたからです。

ところで、特に私が一般質問に合わせたわけではないですが、こここのところ大きな火災のニュースが立て続けに入っています。海外の香港の高層建築火災は除いても、国内においても先月11月18日に発生した大分市佐賀関の火災は、1週間以上にわたり住宅182棟、一部山林を含め4万8,900平米を焼失して、死亡者・負傷者各1名を出した大規模火災については、皆さんもテレビのニュースなどで承知しているのではないのでしょうか。また、身近なところでは、11月23日に坂東市のプラスチック工場で火災が発生し、工場敷地外への人的被害はなかったものの、敷地1万平米に積み上がったリサイクル用廃プラスチックが黒煙を上げて燃え栄える様子は、テレビの画面でも火災の脅威を感じさせるものでした。

続きまして、2項目めの五霞インターチェンジ周辺開発事業の現状について質問に取り上げた理由について述べさせていただきます。

現在、自国優先的思惑が渦巻く世界情勢の中で、日本もその渦に取り込まれ、自国の意思決定も周辺諸国とのバランスを考慮しなければならない状況にあります。

そうした状況下、国内に目を転ずれば、高市政権は強い経済を取り戻すとしていますが、現在は物価高騰、人手不足、読みにくい景気状況をいかに乗り切るかが難しい課題を抱えて奮闘中といったところです。

そして、我が町周辺に目をやれば、圏央道の上下2車線の延伸もあり、圏央道沿線の開発のうねりに変化が生じているようにも見受けられます。

そのような情勢の中、昨年2月に五霞町インターチェンジ周辺開発第2期の説明会資料を提示していただき、地元説明会の実施などについて伺いましたが、あれから間もなく2年が経過しようとしています。

そこで、この機会に事業の経過と進捗状況がどのようになっているのか、現状と今後について伺いたいと考えた次第です。

改めまして、本日の一般質問の項目と内容を述べさせていただきます。

1 項目め、町の火災と防火対策について。

1 点目、近年、過去5年の発生火災の状況。原因や被害状況などについて。

2 点目、現在行っている防火対策。具体的な活動など。

3 点目、環境の変化を捉えた防火対策。空き地、特に荒廃農地の対応。空き家の対応。行政組合退会等による防火組織と協働意識の低下。高齢者への防火と火災避難支援。外国人への防火と火災避難等の周知支援。

4 点目、消火体制・消火能力について。町消防団と西南広域消防の動員や機動力。

5 点目、消火水源、消火栓や防火水槽、取水井戸、水取場の確保。場所や数量、管理について。

6 点目、大規模火災、複合火災、地震などの火災を想定した対策。それぞれの備えについて。

続きまして、2 項目め、インターチェンジ周辺開発事業の現状について。

1 点目、当初計画と進捗状況。計画スケジュール進捗と現状の動きについて。

2 点目、現状の課題と対策。

3 点目、今後の進め方。現状を評価して、その方向性など。

以上、大きく2項目9点について伺います。

なお、今回、かなりの内容の質問としたので、再質問は控えて答弁対応に努めたいと考えます。

それでは、私は一旦席を移動させていただきます。

〔3 番 黛 丈夫君 発言席へ移動〕

○議長（植竹美智雄君）1 項目め、1 点目の質問に対し、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）それでは、1 項目め、町の火災と防火対策についての1 点目、近年過去5年間の火災の発生状況についてお答えいたします。

初めに、過去5年間の火災件数につきましては、建物火災が11件、車両火災が8件、その他火災6件、合計25件でございます。平均しますと、年間5件となっております。

その主な火災原因としましては、建物火災では、電気機器や配線器具の不具合が多く、車両火災は燃料やオイルの漏れなどが主な原因となっております。また、その他の火災としましては、たき火や田畑の枯れ草からの出火によるもので、屋外での火の取扱いに起因するものが多数を占めているというような状況でございます。

次に、被害状況につきましては、建物火災、車両火災の合計19件のうち、全焼が10件、部分焼失が6件、ぼやが3件となっております。また、建物火災11件のうち、空き家で被災した件数は1件でございます。

次に、火災の対応につきましては、住民の生命、身体の安全確保を最優先とし、発生時には初動を迅速に行い、被害を最小限に抑えるため、西南広域消防本部五霞分署と消防団が一体となって、迅速かつ連携した対応に当たっているところでございます。

1 点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、黛議員。

○3 番（黛 丈夫君）過去5年間で25件ということなので、件数的にはそんなに多くないと。

内容的にも、建物火災が11件ということで、比較的少ないかなとは思っているのですが、ただ人的被害や何軒も燃えるような被害は、この報告では認められなかったと思うのですが、それについては少し気持ちも安堵したような感じです。

しかしながら、いざ火災が起きればですね、生命の危険はもとより、日常生活の場と事業や収入の糧となる場を失うことにもなりかねません。生活が一変するわけですから、火事には真剣に向き合う必要があると考えます。

それでは、議長、2点目をお願いします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、2点目の質問に対し、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）それでは、1項目め2点目、現在行っている防火対策について御答弁申し上げます。

具体的な活動としましては、消防団員が消防活動を行うために、必要な基本的な知識、技術を習得する訓練を行うとともに、災害発生時に迅速かつ効果的に消火活動を行うための放水訓練等を実施しております。

また、火災予防週間には、消防ポンプ車におきまして火災予防の広報活動、巡回パトロール、こちらは、毎年、年2回、11月、3月の火災予防月間に合わせまして午後8時から実施しております。

そのほか、周知・啓発活動としましては、五霞ふれあい祭りにおいて消防団活動のPRや、加入促進を呼びかけるとともに、古河消防署におきましては、住宅用火災警報器の設置促進に関する啓発活動も行っております。

また、リチウムイオン電池につきまして、近年、これによる火災等も相次いでおります。環境省におきましては、11月をリチウムイオン電池による火災防止月間と定めております。このリチウムイオン電池は、破損や変形によって発熱・発火する危険性があることから、適切な管理と処分が求められております。そこで、町では、火災予防の周知・啓発の一環として、家庭で不要になったリチウムイオン電池を役場、中央公民館、B&G海洋センター、3か所において回収ボックスを設置し、回収を呼びかけているところでございます。また、11月の広報紙でも、このリチウム電池の回収方法についての記事を掲載し、周知・啓発を行っております。

そのほか、小・中学校での避難訓練であったり、川妻認定こども園おひさま及び五霞幼稚園において女性消防団による防火紙芝居の上演等も行っております。

今後も継続して、住宅等の防火対策の推進に努めてまいります。

2点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君） 議長。

○3番（ 丈夫君） どうもありがとうございました。

答弁から、具体的に様々な場面でいろいろと防火に向けた活動をしていることが分かりました。

本来、火災は、人が営む日常生活の普段の行動において気がつかなかったとか、また、ふとした気の緩みから予想外にといった場合で、はたまた、使用していた設備や機器の不具合や取り扱いミスなどが原因で発生していますが、そこにはですね、必ず誰か人が絡んでいるのも確かなんですね。火元や火が起きそうな場面で、誰かが火災が起きないように対応をしていけば、火災にはならない。

そこで、その誰か、人がですね、火災を起こさないような対応、行動をしてもらうための知識やスキルを身につけること。これが必要で、これが防火対策の主たる目的であると。

先ほど、おひさまですか。子供たちにですね、紙芝居でこういう啓発をするということは、今後の人生の中で結構重要な防火活動をやっているんじゃないかなと思います。

それと、先ほどの防火対策の答弁に、リチウムイオン電池の指導と回収などのですね、現在町がしている対応について答弁をしてもらいました。今、リチウムイオン電池の火災は日本中で大きな社会問題になりつつあります。例を挙げれば、埼玉県川口市のごみ焼却炉の火災では、焼却炉の復旧に67億円もの費用がかかると報道されています。また、別の自治体では、ごみ回収中の収集車が火災になっていると。一般ごみに紛れて捨てられていたリチウムイオン電池から発火が原因で起きた火災です。そのほか、リチウムイオン電池は、充電中の爆裂や発火事故

も多く発生していて、通勤電車や新幹線の車両内、さらには航空機内でも発生したニュースは皆さんも承知のことと思います。

課長の答弁のとおりですね、リチウムイオン電池の処分については、町から各戸に配布されている冊子があるのですが、「ごみと資源の分別ガイド」。これの平成29年度版の不燃ごみのページに記述がされています。

また、先ほどおっしゃっていましたように、広報ごか11月号に「リチウムイオン電池が原因で火災が発生します」の見出しで記事が掲載され、11月をリチウムイオン電池による火災防止月間との記述がありました。

しかしながらですね、私は、それをちょっと見させていただいたのですが、リチウム電池の火災防止には、町の防災を町民が意識した行動を促すには、ちょっと伝達力が弱いのではと思いました。答弁はあえて求めませんけども、本件の町民へのアピールは、別にチラシとかポスターを要望いたします。

以上です。

議長、3点目をお願いします。

○議長（植竹美智雄君）はい。続いて、3点目の質問に対し、産業課長及びまちづくり戦略課長並びに総務課長から、それぞれ所管する事項について答弁を求めます。

まず初めに、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（山田 浩君）はい。それでは、1項目3点目、環境等の変化を捉えた防火対策のうち、空き地及び荒廃農地の対応について御答弁申し上げます。

まず、空き地についてでございますが、雑草等が生い茂ることによりまして、火災予防上危険と認められる場合におきましては、五霞町空き地の雑草等の除去に関する条例に基づきまして、所有者に対し文書による指導を行っております。本年度の実績としましては、7件の土地所有者に対しまして、空き地等を適正に管理するよう指導してまいりました。

次に、荒廃農地の対応についてお答えします。

農業委員会では、火災予防の観点のもとより、農地の遊休化、荒廃の防止と解消を目的に、毎年9月に農地パトロールを実施しております。その結果、管理不十分な農地に関しましては、農地法に基づきまして、土地所有者に対し適正な管理を行うよう指導しております。本年度の農地に関する指導実績としましては、農地パトロールによる指導が83件、それ以外、農業委員会からの通報や住民からの苦情による指導が62件、合計で145件の指導を実施しております。

空き地及び荒廃農地の対応につきましては、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君） 議員。

○3番（黛 丈夫君） どうもありがとうございました。

火災を想定して具体的な指導・対策を実施しているようですね。

特に、答弁にありましたけれども、荒廃農地についてはですね、木々が繁茂しないようにすることが求められているそうです。荒廃農地の防火対策で、立ち木を除去することが有効な対策であるということは、先日の大分市の火災でも言われていることでありまして、大規模火災の延焼では、火災の範囲を少なくする上で、空き地などの樹木をなくす必要性は確実に示されているところです。

それにはですね、先ほど指導を全部で145件ということをやられているようですが、実際に、所有者・管理者が協力をさせていただいているのかどうか、これは正直なところ伺いたいところなのですが、環境問題も合わせて、こういったものは、県に助言や支援を求めるのも一つの策というような考えであります。

ちょっとこの辺については、もっと突っ込みたいところですが、これでやめさせていただいて、議長、次へお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君） 続いて、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（古郡健司君） 1項目、3点目「環境等の変化を捉えた防火対策」のうち、空き家の対応について御答弁いたします。

大規模火災の原因の一つとされる空き家は、火災発生時に短時間で広範囲に延焼するリスクが高く、建物や地域全体に重大な危険をもたらします。空き家からの火災を未然に防ぐために

は、所有者や管理者が日頃から適切な管理を行うことが非常に重要です。具体的には、放火対策の強化、電気・ガス設備の確実な遮断、そして、敷地内の整理整頓が上げられます。

これらの認識のもと、町では五霞町空家等対策の推進に関する条例に基づき、適正な管理が行われていない空き家の所有者に対し、助言や指導、勧告、さらには、命令を行っております。条例制定前の今年度4月～9月までの間には、適正な管理に配慮いただく旨の通知を15件発出しました。条例制定後は、指導書を2件、空き家の所有者に発出しております。その際、電気やガス設備の状況の確認などについても、可能な限り所有者から聞き取りを行っております。また、所有者と連絡が取れない場合や管理者が不明な空き家については、条例に基づき立入り調査が可能となっており、確認できる範囲で状況を調査しています。

空き家等については、引き続き火災未然防止のための対策を徹底し、できる限り防火対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、黛議員。

○3番（黛 丈夫君）ありがとうございます。

さて、大分市の佐賀関の大規模火災のニュースで、延焼拡大に空き家に関わったという報道がありました。おそらくはですね、空き地の数そのものが多かったと。また、持ち主や管理者との連絡が取れなかったなど、消火作業の足かせがまずはニュースになったのだと推察はします。

先に答弁にもございましたように、五霞町空家等対策の推進に関する条例が本年10月1日より施行されていると。その内容を見ますと、かなり厳しい内容も書いてあるなど。実際、これが運用されれば、火災について空き家に関与することが大分低減できるなど思っています。そうあってほしいと思っています。

それとですね、逆に、失火責任法というのが昔、制定されていて、内容がですね、住宅や建物で火災が発生し、周辺の建造物に火が燃え広がって焼損させてしまった場合の法的責任について、故意又は過失によって火事を発生させ、他人をけがさせたり、死なせたりするなどの損害を負わせた場合、本来ならば、火事を発生させた人は、民法709条の不法行為に基づく賠償責任を負うことになっています。しかし、元々日本では木造の建築が多く、木造家屋の類焼と損害の拡大の危険性が高いことから、明治時代に「失火責任法」、失火の責任に関する法律が定められて以降、過失で火事を起こした失火者の責任が軽減されているということです。

失火責任法は、木造家屋の火災による延焼に限らず、様々な火災に適用はされるんですけども、具体的には、失火により他人の住宅に燃え広がったり、人が死傷したりした場合であっても、失火者に重大な過失がない場合、その人は損害賠償責任を負わないとされている。重大な過失というのは、少し注意すれば事故が発生しなかったのに、あえて見過ごしたという故意に準じて故意と同視すべき悪質な場合のことです。重大な過失に該当するかどうかは、個々の事案ごとに具体的に判断されますが、例えば、第三者から漏電の可能性の指摘を受けたものの、修繕などの適切な処置を講じなかった結果、漏電により出火した場合には、重大な過失と認められる可能性が高いという判断もあります。

今回ですね、先ほどの五霞町空家等対策の推進に関する条例が施行されて間もなくなので、これから具体性を持って、こういった処置について持ち主並びに管理者にいろいろな対応をしていくと思いますが、こういったものも含めて、とにかくこの失火法の抜け道みたいなものを、許せるものと許せないものがあると思いますけども、この辺も踏まえて、町としてきちっとした対応をしていただきたいと思います。

空き家については、情報のデータベース化と定期点検の実施で常に管理状態にあるということをお私としては要望して、この次に進めていただきたいと思います。

議長、よろしくお願ひします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）それでは、3点目のうち、行政組合退会による意識等の低下への対応、そして、高齢者への防火関係の支援、外国人への周知支援等について、一括して御答弁申し上げます。

まず、行政区組合の退会に伴う防火組織や地域の協働意識の低下につきましては、町としましても重要な課題であるということで認識をしてございます。

このような状況を踏まえまして、環境や住民構成の変化などを的確に捉えた防火対策を推進してまいります。具体的には、実践に即した対応ができるよう自主防災組織の再構築や火災に対する町民の防火意識と協働意識の向上を図るとともに、その共有と普及啓発を一体的に進めてまいります。

次に、防火や避難行動に向けた高齢者支援につきましては、よりきめ細やかな対策が必要です。特に、ひとり暮らしの高齢者に対しましては、防火への関心を高めていただくため、女性消防団員と五霞分署員が連携し、火の元の点検指導や防火啓発活動を実施しております。令和6年度の実績を見ますと、22名の高齢者宅を訪問し、防火啓発を行いました。今後も高齢者に対し、個別避難計画への登録を推進し、日常的な見守りや安否確認の体制を強化するとともに、民生委員や介護施設、医療機関と連携し、避難経路の確認や避難所での介護・健康支援の充実にも取り組んでまいります。

次に、外国人への防火・火災避難等の周知支援につきましては、町内に在住する外国人の方が増えている状況を踏まえ、言語や文化の違いが避難の遅れにつながらないように配慮が必要でございます。そのため、日頃からの備えや防火意識の向上を図るため、町ホームページの多言語機能を活用し、火の取り扱い方法や日頃からの防火意識を高めるための啓発、火災発生時の避難方法に関する情報発信を行っております。今後も、文化や習慣の違いに配慮したやさしい日本語による分かりやすい情報発信を行うとともに、災害時にも適切で分かりやすい情報を迅速に届けられるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（植竹美智雄君） 議事録

○3番（ 丈夫君） ありがとうございました。

町は近年、大きな災害に見舞われたことがないので、したがって、切迫した経験もない。よって、町民の災害に対応する意識も低くなってきていると言えると思います。また、各地区の行政組合員の関心度も微妙に温度差が生じているようです。だからといって、講習会や訓練です、例えば、ワークショップなんかも含めて、町民意識の啓発を促すことは、とても大事であり、継続して行うべきものと考えます。

また、高齢者の防火対策で先ほど御答弁いただきましたが、特に、ひとり住まいの方への注意喚起。例えば、電気コードのほこりと湿気による通電火災、発火するトラッキング現象というものがあるのですが、また、たこ足配線や変形プラグ、配線劣化の火災事故に対応した清掃作業等、こういった指導ですね。こういったものは、ボランティアを含めるのか、例えば、電気屋さんなんか、電気屋さんのそういう知識を持った支援を仰ぐとか、そういったことができないのか。この辺は、町として動いていただきたいなと要望しておきます。いざという時に、いかに具体的に機能的になっているか、個別点検に含める必要もあると思うんですけども、避難支援についてはきっちりやっていただきたいと思います。

また、外国人への防火・火災避難等の周知支援ですけども、答弁内容でどこまで外国人に伝わっているのか、これは把握できないというか、分かりかねるところですが、例えばですね、アンケートとかヒアリングができる機会を設けると。これはやらないといけないんじゃないかと。また、特に連絡方法を含めた態勢を進める必要があると思います。こういったことも含めて、今現在、対応ができてきているのか。気持ちは分かっているのですが、具体的にしているか。これを進めていただきたいと思います。

外国人の方の考え方も我々も接触がないものですから分かりにくい。ホームページなんかで、むしろ我々より積極的に取っている可能性もあるわけで、その辺も踏まえて確認する必要があります。

環境などの変化を捉えた防火対策というのは、ある意味、日本の産業構造の変化と人口減、少子高齢化など、経済や社会問題に起因して発生してきた歪みというべきような内容でもあると思います。それがために、逆に今までに経験のない問題なので、よりよい対応とか対策など、答えを探しながら進めていくような状況だと判断しています。

とにか、対策は、評価・見直ししながら継続していくことが、災害を起こさない少なくする道だと考えます。議会としても、一般質問を含め、毎月の全員協議会等で適時状況を確認させていただきたいと考えます。

以上です。

議長、4点目をお願いします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、4点目の質問に対し、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）それでは、4点目、消火体制、消火能力についての町消防団、西南広域消防の動員力、機動力について御答弁申し上げます。

初めに、町消防団につきましては、団員の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、本年度より1分団18名の4分団体制へ変更するとともに、地域防災力を強化するため、日中の建物火災や大規模火災に対応した機能別消防団を新たに発足させ、持続的な消防団体制の構築に努めているところでございます。現在、消防団は定員89名で編成されております。

消火体制は、消防団を中核とした地域防災力の強化にあり、日常的な訓練と装備の充実を通じて災害発生時に迅速かつ確かな初動対応ができる体制の整備を進めております。

町消防団の機動力としましては、建物火災が発生した際には、4台の消防ポンプ自動車が出動して消火活動に当たっております。このポンプ自動車には、可搬式ポンプが装備されておりますので、防火水槽や河川等の水利からの放水を行うことが可能で効果的な消火活動を行うことができます。

次に、西南広域消防本部における動員力等でございますけども、古河消防所管では、5か所の分署がありまして、本町には、そのうちの1か所、五霞分署が配置されています。管内の職員配置数は、令和7年4月1日現在で古河消防署管内全体で109名で、うち、五霞分署には19名が配置され、住民の安心・安全の確保に努めております。

広域消防本部の火災出動態勢につきましては、火災の発生状況によりその出動態勢が配備されております。例えば、本町で火災が発生した場合には、第1段階としまして、五霞分署の消防ポンプ自動車に加え、管内のいずれかの消防署から消防ポンプ自動車2台と救急車が出動されます。合わせて車両6台と18名の分署署員が現場へ向かい、初期消火と救助活動にあたります。更に火災の状況が拡大した場合には、第2段階に移行し、管内から消防車2台が追加され、消防ポンプ車や救急車などを合わせまして、合計8台、24名の体制での対応となります。

そして、より大規模な火災、延焼が発生した場合には、近隣市町からの応援要請により、消防ポンプ自動車など最大で32台、90名の体制で消火・救助活動にあたり、このような配備体制を整えてございます。

以上のように、広域消防本部では、被害を最小限に抑えるよう火災の状況に応じた体制が構築されているところでございます。

4点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君） 議員。

○3番（ 丈夫君）ありがとうございました。

答弁では、数字的な確認、段階的な対応を示していただきまして、私は、町の消防団員の減少が懸念されている状況で、実際の消火活動の主力となるものは、西南広域の消防の動きが一番不安でした。でも、先ほどの答弁で有効な対応がなされていると、これがはっきりしたということで、とても安心しました。少なくとも、西南広域消防本部の指揮によって、各分署間の協力体制ができていると。そして、実際に実行されている。これは、実際に我々も何回か立ち会ってまして、ほかの分署以外の消防車が来ているということも確認しています。火災有事に大いなる安心を準備しているということは明確であるということでした。

以上です。

議長、5点目をお願いします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、5点目の質問に対し、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）5点目、消火水源、消火栓、防火水槽等の確保について御答弁申し上げます。

まず、消火水源の場所と数量につきましては、令和7年4月1日現在、町内には消火栓が283か所、防火水槽が61か所の消火水源に加え、河川等に囲まれておりますので、これらの河川等も水源の確保という形で位置づけております。これらの消防水利につきましては、その基準に基づいて、それぞれ消火栓、防火水槽については配置されているところでございます。

次に、管理につきましては、町と古河消防署、五霞分署が連携し、火災発生時に十分な水利が確保できるよう年間を通じて計画的に点検を実施しております。点検では、水圧の確認などを行い、常時使用可能な状態の維持・管理に努めているところでございます。

このように、消火水源の確保につきましては、消火栓、防火水槽、河川等を含む水源の適切な配置、点検、維持・管理を一体的に進め、消防活動に支障がないよう安定した体制を整えているところでございます。

5点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君） 議員。

○3番（黛 丈夫君） 具体的な御説明、ありがとうございます。状況が確認できました。

この内容につきましては、次の答弁の確認をさせていただいて、合わせて私の考えを述べさせていただきます。

議長、よろしくをお願いします。

○議長（植竹美智雄君） 続いて、6点目の質問に対し、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君） それでは、6点目、大規模火災、複合火災を想定した対策について御答弁申し上げます。

近年の地球温暖化による気象状況の変化を鑑みますと、大規模火災や地震などの複合化火災への備えと対策は重要な課題であると認識をしております。

火災が発生すると広範囲に波及するおそれがあり、発災直後の初動対応の迅速化と、関係機関と連携した活動体制の確立が求められております。

そこで、本町の地域防災計画におきましては、町内において大規模な火災の未然防止、災害発生時にとるべき対策等を定めております。

まず、消火活動への備えとしまして、大規模火災や消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、河川水等自然水利の活用により、消防水利の多様化を図っているところでございます。さらに、強風時の飛び火や住宅密集地での延焼拡大を想定し、県内市町村や消防の一部事務組合等と茨城消防相互協定を締結し、初期対応の迅速化と広域支援体制の確立に努めております。

また、これまで各地で発生した大規模火災等の教訓を踏まえ、広域消防本部におきましては、住宅密集地の警防計画が策定されております。この警防計画とは、火災等の被害を最小限に止める事前の計画でございます。本町におきましては、原宿台や元栗橋地区などを対象にこの警防計画が策定されており、建物の状況、水利状況、道路状況、救助や避難誘導対策、活動の重点事項、これらが、この計画に盛り込まれ、消防活動が十分に発揮されるよう定めております。

次に、災害発生時の対策でございますけれども、町の活動体制としましては、消防団による消火活動に加え、職員による非常参集体制の整備や情報収集連絡体制の確立、そして広域的な応援体制を図ることとしております。一方、消防本部におきましては、救助・救急活動、迅速な消火活動を行います。さらに、県内及び他県の近隣市町村等と相互応援協定に基づいて大規模火災が発生した際、その被害状況により近隣消防本部や県内消防本部から応援要請を行うこととなります。

今後も火災から住民の生命や財産を守るために、更なる消防体制の充実・強化を図るとともに、災害予防と応急対策、地域防災力の強化など総合的な防災対策の向上に努めてまいります。

6点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君） 議員。

○3番（黛 丈夫君） どうもありがとうございました。

火災発生時に消火する水源は重要です。先ほどの御答弁の中で、私としてもちょっと確認してみましたら、木造火災は、一般的に消火に必要な水量は、平均して1軒あたり約32.8立米であると。または、消防車1台が30分間の消火活動で約15～24立米という目安があるそうです。

また、町に設置してある防火水槽の貯水量も1か所当たり30～40立米であり、おおむね木造火災1軒を消火する量となっております。

そのあとの大規模火災や複合火災への備えも伺いましたが、確かに、広域的な連携は非常に有効であると思います。特に五霞町のような小さな町は、支援を受けるということも常に意識していなければならない。大規模火災や複合火災の備えについては、実際のところ、この町は経験がないわけです。火災が発生したときには、状況に応じた適切でスムーズな避難による生命の安全確保をできるだけ短時間に、かつ被害を少なくする有効な消火体制の確保という実践を図ることが全てだと思います。大規模火災や複合火災については、結果がそうだったということなんですが、これは確かに大きな問題です。

むしろ、それについての反省と対策が求められますけども、むしろ私はですね、発生した火災をできるだけ小さい被害、少ない状況で収めることに町自身がやるべきことは、ここにあると考えます。大規模火災になったら、町じゃなくて西南広域みたいな県を主体とした消火体制に移管して、むしろ消防団とか町の職員は避難とか、こういったところに目を向けるべきだと。

もちろん、一番重要なのは、日々の日常生活の中で、町民一人一人が火災を起こさない行動と、起きたときの行動が当たり前のようにすること、いわゆる防火対応ですね。これこそ町政に求められる継続していく課題だと考えます。

1項目めは、以上とします。

議長、2項目めへお願いします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、2項目め1点目の質問に対し、特定プロジェクト推進課長の答弁を求めます。

特定プロジェクト推進課長。

○特定プロジェクト推進課長（大橋 勝君）それでは、2項目め1点目、当初計画と進捗状況について御答弁申し上げます。

まず、今回のインターチェンジ周辺開発につきましては、町の更なる発展と新たな産業拠点の創出のために、第1期のごかみらい地区37.1ヘクタールの整備に続く第2弾といたしまして事業を開始したものでございます。

開発区域につきましては、A、B、Cの3地区からなるおおむね第1期の2倍の69ヘクタールとして、首都圏から本社機能の移転も視野に入れた商業・工業・流通などを中心とした新たな産業の拠点づくりを目指すこととして事業に取り組んでおります。

次に、各地区の当初計画に対する進捗状況でございますが、現況が農地であるA、C地区につきましては、最短で令和9年度末に事業認可を取得することを目指して進めておりますが、進出企業の確保の困難さもあり、現在、遅れを余儀なくされている状況となっております。

これまでの事業実施状況につきましては、令和6年2月に第1回地権者全体説明会を開催しました後、地権者等の代表者からなる発起人会を発足し、地権者への意向調査を行いました。また、現況調査としまして、測量や地質、交通量調査を行うほか、エンドユーザーである商業・工業・流通系の企業からの立地意向のサウンディング調査を実施しております。

次に、現況が宅地である旧五霞東小学校跡地のB地区につきましては、早期の利活用が可能であることから、令和5年度から103社を対象としたアンケート調査を実施するほか、茨城県や国土交通省の企業の募集制度を積極的に活用し、民間事業者の選定に取り組んでおります。この結果、現在までに約20社からの引き合いがありますが、例えば、体育館のみを使用したいなど企業の提案内容と町が理想とする利活用に隔たりもありますことから、今後とも企業と協議を重ねて最適な利活用を目指していきたくと考えております。

なお、これまでに要した費用につきましては、A、B、C地区で令和6年度末において、1億3,572万6,000円となります。また、既に整備を完了している第1期ごかみらい地区において更地となっている一部区間につきましては、購入企業に活用を働きかけておりますが、建設資材の高騰や人手不足などが影響し、立地企業が見つからない状況にあると伺っております。

町といたしましても、引き続き購入企業に対し、早期の活用を促してまいります。

以上でございます。

○議長（植竹美智雄君） 議員。

○3番（ 丈夫君） どうもありがとうございました。

当初計画は、町の思惑に反して進んでいないという状況が理解できました。確かに、社会情勢が非常に難しいところにきているというのは理解できます。地区ごとの進捗についてもそれぞれ説明していただきましたけども、ただ、何社かの引き合いもあるということも事実です。

各地区においてですね。この辺で何か次に進めるようなネタというか、鍵があるのではないかと、それに期待するわけですが、まずは状況が分かりました。

議長、2点目をお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）残り8分です。

続いて、2点目の質問に対し、特定プロジェクト推進課長の答弁を求めます。

特定プロジェクト推進課長。

○特定プロジェクト推進課長（大橋 勝君）2項目め2点目について御答弁申し上げます。

現状の課題と対策でございますが、初めに、A地区及びB地区につきましては、インターチェンジを活用した首都圏からの生産機能の移転や物流機能の新設などが期待できますことから、商業・工業・流通の企業にサウンディング調査などを通じて積極的にアプローチを行っております。

しかしながら、御案内のとおり、近年の目を見張る建築費や人件費の高騰、働き方改革に伴う人手不足などが起因して先行きが不透明な状況での事業投資を控えるといった声が大半を占めている状況となっております。

一方では、工場系の事業拡大や敷地拡張などの用地取得の引き合いも散見されることから、引き続きエンドユーザーの確保に取り組んでいきたいと考えております。

また、B地区につきましては、先ほども答弁しましたが、跡地利活用のノウハウに長けた民間事業者との協議を進めており、現在までに20社を超える事業者からの引き合いがあります。

町としましては、B地区が町の新たなにぎわいの場となるよう事業者からの提案を精査するとともに、事業の継続性や実現性なども考慮しながら、早期に利活用が実現するよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（植竹美智雄君） 議員。

○3番（黛 丈夫君）ありがとうございました。

現状、さらに、それを何とかしようという動きは分かりました。

議長、次をお願いします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、3点目の質問に対し、特定プロジェクト推進課長の答弁を求めます。

特定プロジェクト推進課長。

○特定プロジェクト推進課長（大橋 勝君）3点目について、御答弁申し上げます。

今後の進め方についてでございますが、物価高騰など、社会・経済情勢の影響が懸念されるころではありますが、この開発地域につきましては、五霞インターチェンジ直下の町の顔とも言うべき区域であり、今後、圏央道の4車線化、新4号国道の6車線化が事業化されており、更なる交通の要衝となってまいります。そういった利点を生かしながら、引き続き商・工・物流系といった事業者を中心に、早期に企業誘致が実現できるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、A地区及びC地区につきましては、広い面積となり、進出企業の意向の中には、例えば、3分の1、あるいは半分といった事業範囲の一部に進出したいといったケースも考えられますので、企業の意向を踏まえながら、事業範囲・手法も検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、町としましては、新たな町の産業活動の基盤となるビッグプロジェクトでありますので、企業の立地に向けて粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、議員。

○3番（黛 丈夫君）難しい答弁ありがとうございました。

当初の計画を押し進めるだけでなく、地区など区域を分割して進める案は一つの策であると私は考えます。縮小して事業の動き出しを促すことで、状況に変化を期待したいと思います。

なお、その案を進めるにつけては、地権者に丁寧な説明をして了解をしてもらうことが必要だと思っております。また、適時、進捗状況を議会側にも報告をしていただきたいと思います。

楽観的にはですね、インターチェンジ周辺は、埼玉・東京方面の首都圏、栃木など北関東に通じる良好な位置であることには変わりはないと思います。よって、時期が来れば好転する。その時を見失わないようにすることが肝心と考えます。

以上、本日の私の一般質問は、これにて終了とさせていただきます。

御答弁賜りました各担当課長並びに答弁資料を作成していただきました担当の皆様には感謝いたします。ありがとうございます。

終わります。

○議長（植竹美智雄君）以上で、3番 黛 丈夫君の一般質問が終わりました。

ここで休憩とします。

再開は、午後1時とします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（植竹美智雄君）会議を再開いたします。

8番 宇野進一議員から早退届が出ておりますので、御報告いたします。

---

#### ◇ 伊 藤 正 子 君

○議長（植竹美智雄君）3番目の質問者である伊藤議員は発言席へ移動願います。

〔7番 伊藤正子君 発言席へ移動〕

○議長（植竹美智雄君）ただいまより7番 伊藤正子君の発言を許可します。

登壇し趣旨を述べ、その後は発言席へ戻り答弁をお聞きください。

7番 伊藤正子君。

〔7番 伊藤正子君 登壇〕

○7番（伊藤正子君）7番議員の伊藤正子です。

暮れのお忙しいところ、議会傍聴ありがとうございます。最後までよろしく願いいたします。

憲政史上初の女性内閣総理大臣に高市早苗氏が誕生し、日本の将来の舵取りを任せることになりました。政治は敵を作らず友を増やし、国益を損なうことなくと言われていますが、そこで監視をしていかななくてはならないと感じます。

戦後80年の年。焦土とした中で、国民のたゆまぬ努力で今日の復興と繁栄を成し遂げてきた80年。私の脳裏に浮かび、思い出させる戦後は、食糧難、就職難、住宅難等の様々な困難がありました。この食糧難は、復興から9年の歳月を要し、また、就職難は19年の歳月を要し、克服してきた戦後です。戦争は絶対に起してはならない。次世代に平和の尊さを伝えていかなければならないと思います。

大きな自然災害が発生し、復興半ばの地方もあり、自然災害の恐怖には日々備えなくてはならない。

世界中に蔓延したコロナ禍。

五霞は村から町へ施行され、早や30年。先輩方の努力で多くの企業が誘致され操業し、町の税収に寄与し、原宿台住宅地を造成し、にぎわいのある町になり、新4号バイパス、圏央道、IC周辺開発、県道267号の開通、これからも町が発展することを願っております。

この80年の間に生まれ、日本の社会に影響を与え牽引してきた団塊の世代が後期高齢者になりました。

私は、2項目8点について質問をさせていただきます。

1項目めは高齢者支援の現状です。

地域の中の高齢者、団塊の世代が後期高齢者になり、2025年問題として社会保障の分野に大きな影響を及ぼすと言われております。総人口の18%が75歳以上が占めるという超高齢社会。高

齢者世帯数 1,840 万人。そのうち、7割がひとり暮らしとされています。これらの対策として社会保障体制の見直し、介護人材の確保が急務とされています。

人は地域で育ち、地域で働き、地域で老いると言われ、町の高齢者がどのような支援を受けているのか質問します。

1 項目めの 1 点目、町の総人口に対して高齢者と後期高齢者は。

2 点目は、介護保険制度・利用状況。施設入居者数。

3 点目、高齢者の住宅への要望。

4 点目、五霞町わたしの未来ノートについて。

2 項目め、町の人口増対策。

深刻さを増す人口減少、少子高齢化には生産性の低下をもたらす可能性があり、子供たちの選択肢が狭まってしまいう危機感を持つ必要がある。少子化を克服することは、日本社会を持続可能にする基本ではないか。この 30 年間、将来の成長に向けた人への投資に力を入れず、賃上げや消費の活性化につなげてこなかったためと言われております。町の人口も減り続け、消滅可能性自治体に位置づけられました。

2 項目めの 1 点目、過去 10 年間の出生数。

2 点目は、孫育ての推進。

3 点目、若い世代の相談窓口の創設。

4 点目、合併についてです。

2 項目 8 点について御質問いたします。

以上です。

自席に戻って答弁をお願いします。

〔7 番 伊藤正子君 発言席へ移動〕

○議長（植竹美智雄君） 1 項目め 1 点目の質問に対し、健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（吉岡雅子君） 1 項目、高齢者支援の現状について、1 点目、町の総人口に占める高齢者・後期高齢者数及び生活行動支援状況について御答弁申し上げます。

町の総人口における高齢者の人数でございますが、令和 7 年 4 月 1 日現在で、町の人口 7,868 人に対し、65 歳以上の高齢者は 2,950 人。高齢化率は 37.5%となっております。また、75 歳以上の高齢者数は 1,498 人で、75 歳以上の高齢化率は 19%となっております。

ひとり暮らし等の高齢者の把握につきましては、地域包括支援センターにおいて、ひとり暮らし及び見守り対象者を把握・支援をしており、その高齢者数は 4 月 1 日現在で 54 人となっております。

次に、生活・行動支援の状況になります。

まず、在宅福祉サービスにつきましては、会員登録をした利用会員とサービスの担い手となるボランティアの協力会員による共助の支援によって成り立っております。現在、利用会員が 195 人登録されており、サービスの担い手である協力会員は 16 人が登録されています。また、サービスを提供する際に協力会員には、利用者会員チケット購入代金 600 円に町が 200 円を上乗せし、1 時間当たり 800 円をお支払いしております。

在宅福祉サービス事業の利用状況ですが、令和 6 年度の実績といたしまして、病院等の医療機関への送迎が 725 件、外出や買物の送迎が 331 件、ごみ捨て・見守り・話し相手を行う訪問サービスが 47 件と、合計で 1,103 件となっております。

次に、高齢者の皆様の重要な移動手段となっております「ごかりん号」の状況についてでございます。

現在、ごかりん号の日中ルートは、令和 6 年 1 月より試行運行を開始し、オンデマンド方式により運行され、利用者数は昨年 8 月に比べて 73%増加しております。確実に利用が定着しつつある状況でございます。

一方で、事前予約やアプリの操作方法に関する課題も認識しております。これらの課題解決のために、スマートフォン教室を開始するなど、高齢者の皆様が簡単に使えるようにサポートしております。

町としましては、今後も課題を解決し、高齢者の皆様がより安心して便利に利用できる公共交通システムの構築に努めてまいります。

次に、移動スーパーの利用状況についてでございます。

令和6年度における移動スーパーの1年間の売上げは、1,467万3,088円でございます。月平均に換算しますと、22万2,750円でございます。来客数は年間9,057人で、月平均に換算しますと、755人でございます。なお、令和7年度直近10月期の売上げは、137万194円、来客数は817人でございます。

なお、運行スケジュールにつきましては、株式会社カスミからの申し出により、更なる利用者の増加と買い物の利便性向上を目指し、令和7年10月26日からルートの一部変更を実施したところでございます。

次にフレイル対策になりますが、町の一般介護予防事業における元気はつらつ倶楽部において、町のシルバーリハビリ体操指導士によるシルバーリハビリ体操を実施しております。令和6年度の実績としましては、毎月1回、13行政区の集会所等で実施しており、夏季の7月～9月においては、ひばりの里で開催し、大変好評を得ております。開催回数は131回実施し、延べ人数で1,294人の参加がございました。令和7年度においても、5月から元気はつらつ倶楽部を開催し、高齢者の健康維持に資するよう実施しております。

以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）伊藤議員。

○7番（伊藤正子君）総人口の半分以上が高齢者だという町の実態も分かりました。

その中で、ひとり暮らしが非常に多いので、いかにこの生活・行動支援というのは大事だなと思います。有償運送も非常に、特に後期高齢者の生活においてはなくてはならないものだと思います。そして今、御答弁のように、病院等への送迎が多いというのは、すごく高齢者にしては助かるのではないのでしょうか。

そして、ごかりん号がデマンド方式で予約制になったので、どんなに利用がされるのかなと思ったのですが、結構すごく……。もう今、スマートフォンというのは高齢者でも生活の一部で、これを上手く利用して生活とか自分の行動に利用されている実態が分かりました。

そして、移動スーパー。昨日も私の家の側に……。これは、本当に頭が下がる思いです。定期的に訪ねてくれて、見守りも兼ねて、昨日は一人がいないので「どうしているのかね。」という話もしました。この移動スーパーもいろいろ言われておまして「移動スーパー快走中」という報道もされています。この近隣自治体も、隣の幸手市も坂東市も始めて、高齢者がひとり暮らしでも十分食の安全とか食が確保できるということが分かりました。これから町は商業施設を誘致していくんですけど、高齢者がそこまで行けないので、近くに販売拠点を設けて高齢者にサービスをしているという実態は長く続けていってほしいと思います。

そして、フレイル対策。確かに、高齢になると転倒して寝たきりになる。そして、生活の質が落ちるといえることがあるので、これはぜひ、社協の広報でも町の広報でもフレイル対策の重要性を伝えていってほしいと思います。

1点目は以上です。

○議長（植竹美智雄君）続いて、2点目の質問に対して、健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（吉岡雅子君）1項目2点目、介護保険制度・利用状況について御答弁申し上げます。

本年度は2025年問題と言われ、戦後ベビーブーム期の団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、国民の約5人に1人が後期高齢者となる超高齢化社会を迎えることで様々な社会問題が顕在化し、主な問題として、医療費や介護費の増大、社会保障制度の持続可能性への懸念などが挙げられております。

五霞町の状況をお話ししますと、1点目で答弁いたしました4月1日現在の後期高齢者は1,498人と、町民の約5人に1人が後期高齢者となっております。

介護保険における五霞町の第1号被保険者は令和7年10月現在で2,928名となっております。この方々のうち、412名が要支援、要介護の認定を受けております。実際にサービスを利用している方は、318名となっております。

認定者と利用者の差については、介護認定は1年～4年の認定期間があり、期間中に介護度が軽くなりサービスを利用しなくなった方や、住宅改修だけを行った方、入院中に病院で介護認定をしましたが、退院したら使わなくなったなど、いろいろな理由で介護のサービスを利用

しなかったからだと思われます。実際にサービスを使っている方では、居宅サービスが一番多く、216名が利用しております。

その中で、通所介護の利用者は100名、そのほかでは、ケアプラン作成が206名、福祉用具貸与が146名など、1人平均して2～3のサービスを利用しております。

また、施設サービス利用者は、全体で102名おり、内訳は、特別養護老人ホームが70名、老人保健施設が21名、グループホームが11名となっております。

五霞町の介護認定者は、5年前と本年10月と比べてみても、令和2年度平均の403名から412名、居宅サービス利用者は221名から216名、施設利用者は94名から102名と若干の増減はありますが、急激な増え方ではなく、先に申しました2025年問題に対しても、超高齢化にはなっておりますが、介護に関しては、健康寿命の高い元気な高齢者が多いので、介護サービス利用者が少ないのではと考えられます。

町としましては、高齢者割合が最高になる2040年問題を熟慮し、常日頃から介護予防やフレイル対策が非常に重要であると考えておりますので、いつまでも地域社会で活躍できる高齢者施策を推進し、安心して元気に暮らしていける地域づくりを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）伊藤議員。

○7番（伊藤正子君）はい。ありがとうございます。

これは、本当に高齢社会で一番の介護保険。これの利用状況、ありがとうございます。

介護保険制度が施行されて25年。様々な制度改正を経て、もう2025年問題。いろいろと介護入所サービスとか、そういうサービスの部分が年金とか収入の制限を設けてきた報道が2、3日前にあつて。本当に今、御答弁のように元気にこの町で暮らしてくれたら高齢者も幸せだし、町も税負担をしなくていいので、この制度がある以上、ずっとその指導はしていけないと思います。

今、そう言いながらも、やはり人手不足で介護ヘルパー不足の長期化、そして今、施設では燃料や高熱費の高騰などで運営コストの増加がひびき、訪問介護事業者が倒産との報道がある。ケアマネジャーも不足していると言われております。これから介護を受けられるのかと言う高齢者も多いのですが、介護保険制度は市町村の裁量があり、柔軟で現実的な対応ができるのではないかと思います。今おっしゃったように、金銭的ではなくて、いろいろなフレイル対策のような元気はつつ俱樂部や有償運送の、こういう高齢者がひとりでも暮らせる社会にしていかなければいけないことが分かりました。ありがとうございます。

では、3点目をお願いします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、3点目の質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（古郡健司君）それでは、1項目め3点目、高齢者の住宅に対する支援について御答弁申し上げます。

本町では、全国的な傾向と同様に、少子高齢化が急速に進展しており、高齢化社会への対応は喫緊の課題であると認識しております。

高齢者の皆様を取り巻く環境も大きく変化しており、特にひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加が顕著であり、これらの世帯が抱える問題は、主に経済的な困窮、社会的孤立、緊急時の不安の3つに集約されると考えております。

このため、町では、既にひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯を支援するため、地域のボランティア団体や社会福祉協議会と連携し、見守りや生活支援など、きめ細やかな支援活動を行っています。

御要望をいただいた新たな高齢者向け住宅の整備については、現時点では町として具体的な整備計画はありませんが、今後も高齢者の皆様が抱える不安を軽減し、誰もが安心・安全に暮らせる社会を目指し、地域全体で支え合う仕組みを更に強化してまいります。

以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）伊藤正子君。

○7番（伊藤正子君）ありがとうございます。

今、五霞町の一番の市街化区域である原宿台ができて約40年が経ち、家族形態も変わりました、子供たちも独立して夫婦だけの暮らしが多くて、家族と暮らした大きな住宅の管理が不要

になってくるという声を聞いたので、確かに高齢者も元気に地域で暮らしたいという思いが強いので、要望ですから……。

今、町は若い世代に、若者世代の支援も必要であるということで、PFIを使った子育て支援住宅を建設していますが、それも大事ですが、町の人口として高齢者も大事な消費者でもありますので、高齢者住宅への住み替えのPFIとかを使って検討されていってくれることを願っています。

3点目は以上です。

○議長（植竹美智雄君）続いて、4点目の質問に対し、健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（吉岡雅子君）1項目4点目、五霞町わたしの未来ノートについて御答弁申し上げます。

昨今の急速な高齢化社会の到来により、全国的に高齢者のみの世帯や独居の高齢者世帯が急速に増加している状況にあります。また、高齢化に伴う病気の発症リスクの上昇、不慮による事故などの多発も当然視されています。

このような状況の中、思いがけない「もしものとき」が訪れたときに、本人の意思を的確に伝えて、家族や身近な人が直面するであろう様々な判断や手続の負担を軽減していく必要があります。

このため、町では医療や介護に関する希望、財産や契約に関する情報、葬儀に関する希望などを事前にまとめておくことで、家族の精神的・物理的負担を減らし、御本人の意図どおりに物事を進められるよう住民の皆さんに「わたしの未来ノート」を配付したところでございます。

町としましては、わたしの未来ノートを最後まで自分の望む人生を自分らしく歩むための人生設計を考えるきっかけとし、また、これからの人生を充実して過ごせる一助として活用いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）伊藤議員。

○7番（伊藤正子君）私、このノートを見た時に、五霞町すごいなと思いました。

そして、原宿台のひとり暮らしに100冊近く配って説明しました。そうしたら、「町はこういうことまで考えてくれているんだ。」という声も聞きました。すごくいいことです。

これは、寂しいようだけど、人生は一度しかないのです。まして、家族関係が希薄になったときに、中もちゃんと説明して渡しました。そして、家族が急に来たときも、電話のそばとかに置いておいて、「中をのぞいてください。」と一言添えました。これは本当に、ほかの自治体もまねしたらいいんじゃないかと私は思います。

ノートを作った意図も分かりましたので、これが全町的に広まって、家族のあり方を口ではなくて、こういう文書にしてやっていくというのは素晴らしいことだと思っていますので、これは本当にありがとうございます。

見守りの人や民生委員さんにも理解をしてもらって、町の高齢者が幸せな人生が送れるようにという一助だということを付け加えておきます。

ありがとうございます。

4点目は以上です。

○議長（植竹美智雄君）続いて、2項目め1点目の質問に対し町民税務課長の答弁を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（堀山康行君）2項目、町の人口増対策について、1点目、過去10年間の出生数について御答弁申し上げます。

出生数は、過去10年間の推移を見ますと、平成28年の48人をピークに減少しており、直近3年間では20人前後となっております。平成27年から令和6年までの出生数としましては、平成27年47人、平成28年48人、平成29年32人、平成30年37人、令和元年29人、令和2年26人、令和3年27人、令和4年22人、令和5年23人、令和6年18人となっております。

以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）伊藤議員。

○7番（伊藤正子君）すごい減り方ですね。

確かにいろいろこの30年間という平成の間、将来の成長に向けた人への投資が疎かになったということは、社会も国も認めているのですが、これをどうしたいかというのはまだ答えがないというのが現実であります。

本当に48人から18人に、たった10年で30人も減ったというのは危機的ですね。

それでは、2点目の孫育ての推進をお願いします。

○議長（植竹美智雄君）続いて2点目の質問に対し、こども未来課長の答弁を求めます。

こども未来課長。

○こども未来課長（山下仁司君）2点目の孫育ての推進と支援について御答弁申し上げます。

いわゆる「孫育て」につきましては、子育て中の夫婦に占める共働き世帯が多くなっている現状から、祖父母が夫婦の子供である孫の世話をするケースが増えており、子育てをする上で一定の役割を担っているものと認識しております。

このような子育てスタイルにより、多くの祖父母の皆さんが孫の育児に関わる機会を得られ、自身の生きがいを見出しており、若返りを感じたり、地域との交流が生まれることに加え、子育て夫婦にとっても、子供を安心して祖父母に依頼することができるため、双方にとってメリットがあると考えております。

具体的な祖父母による孫育てにつきましては、留守番を一緒にすることや食事の用意、また、保育園・幼稚園などの送迎が一般的なものとして挙げられます。

一方で、孫育ての課題として、祖父母自身の体調の問題や孫の両親と意見が食い違うなど育児の知識に世代間ギャップがあり、特に孫の親世代と育児の方針が大きく異なる場合には子供の混乱を招きトラブルに発展する可能性も指摘されています。

このような課題を解決する方法として、孫育てに関するガイドブックの配付や孫育て教室などの開催により、現在の最新の育児知識を祖父母に伝え、親たちの育児方針を理解し、尊重することができるような孫育ての支援を行うケースもございます。

町としましては、まず、こども未来課に設置のこども家庭センターや児童館の利用者などから孫育てに係る情報を幅広く収集し、子どもの見守りや居場所づくりの充実にも資するものとなるよう、今後の孫育ての推進と支援の方法について検討してまいります。

2点目の答弁は、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）伊藤議員。

○7番（伊藤正子君）ありがとうございます。

この極端な出生数の減少を見ると、私もそうですが、やはり孫というのはかわいいし、次の世代に渡さなくちゃならない、次世代にとって……。

それから社会全体で、今、企業でも男親にも育児休暇とかいろいろやっているけども、それも実態としては一部だけなんですよね。毎日毎日、生活するというのは厳しい中で、できるのではないかと思います。性別を問わず潜在意欲を引き出すことが大事とされています。

町では、3世代で暮らしている世帯が多いんですよね。3人とか、多くの子供が生まれて、祖父母世代が子育てに様々な手を出して、知恵を出しているという実態を私は見ているので、こういう孫育ての推進、この町だからできる部分もあるので、今おっしゃったように、100%いい意見はないですけども、そうやって、若い世代が働きたい、働かざるを得ないというときには祖父母世代が手を出して、一生とか20歳までやるのではなくて、学齢期にくるまでならできるので、うちの町はそういうのを率先してやっているとなれば、若い世代も定住してくれるし、そういうことが可能になると思うので、これは推進して行ってほしいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて3点目の質問に対し、こども未来課長の答弁を求めます。

こども未来課長。

○こども未来課長（山下仁司君）3点目の若い世代の結婚・出産・子育て支援等に関する相談窓口の創設について御答弁申し上げます。

まず、結婚支援に関する対応についてお答えします。

町では、これまで茨城県が主体となって活動している「いばらき出会いサポートセンター」と連携し、AIマッチング「であいば」の紹介や入会促進、当町での相談会を年に1回開催を行っております。また、茨城県から委嘱され、結婚支援を行う「いばらきマリッジサポータ

一」の相談会も当町で毎年開催するなど、茨城県内の関係機関と連携した結婚支援事業を行っております。

加えまして、埼玉県の幸手市など近隣市町と構成している3市3町広域連携結婚支援協議会により、それぞれの市町で行う相談会や婚活イベントの開催内容について公式ホームページ等を通じて、構成市町内にお住まいで結婚を希望する方々へ情報が行き渡るよう協力体制を構築しております。

さらに、新たな取組として3市3町広域連携結婚支援協議会全体の婚活イベントの開催について現在準備を進めており、結婚支援事業拡充のきっかけにしたいと考えております。

このように様々な事業を通じて結婚活動の選択肢を用意していることから、議員御提案の町独自の相談窓口の設置は行わず、今後も引き続き、結婚希望者への多様な支援を積極的に実施してまいります。

次に、出産から子育て支援の相談窓口につきましては、令和6年度から五霞町こども家庭センターを設置し、妊娠から出産までの支援を助産師が直接自宅に出向き行う伴走型相談支援を展開しており、妊婦の相談窓口の充実を図るとともに、子供の成長に合わせた教室を開催するなど、子育て支援の相談の場の提供を行っております。

また、児童館においても、来館者に対して子育てに関する相談を随時受け付けており、これらの施設間での情報共有と連携の強化により、子育てに関する相談がしやすい環境を整えております。

今後も、現在の事業を継続するとともに、積極的な情報発信と広報活動を進めることにより、子育て相談窓口を多くの方に利用していただけるよう努めてまいります。

3点目の答弁は、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）伊藤議員。

○7番（伊藤正子君）ありがとうございます。

もう人口減には、これしかないと思います。結婚してもらおう。

今日の午前中の猿橋議員の質問にもあったように、女性の若い世代がこんなに少なかったら、どうしたって、この人たちが全部結婚してもらわないと、町も活性しないと思います。いろいろな施策はしていますが、なかなか結婚までは……。私も2、3日前も結婚したいという女の子がいて、話をしてみたら、年齢差と。まず収入とかそういうのはなくて、本当に心からどうして結婚したいのか、そういうのを聞いてあげて、その次に、今はすぐ年収がいくらとか、どうかとか言うので、それで、結婚したいというのは、そして五霞町に住みたいというのは、これは年齢差ではないと思うんですね。

私も過去に20年近く、いばらき出会いサポートセンターと連携しながら町の人たちを結婚させてきて、先日、もう20年もしたら就職をしたという知らせを聞いて、こんなにうれしいことはありませんでした。やっぱりみんな、この町を元気にして、若い世代を続けていくと思ったら結婚しかないんですね。そして、結婚して幸せな人生というのは自分でつくるんですね。

先ほども言いましたが、私も戦後80年をずっと生きてきて、やっぱり食糧難、就職難、住宅難。今の若い人は、こういう経験がないんだけど、こういうのを経験して、日本の社会はなって、こんなに五霞町の中で働くところもあって、住むところも十分で、そして町としては若い人にこれだけ支援していこうということがあるのに、なんで結婚してくれないのかなと、いつもいつも考えています。そういうのは、窓口を作って、私たち先に生まれた人が、いい知恵を出して、町のため、国のために、そういう人たちを後押ししていかないといけないと常々思っていますので、これは本当に、今度新しく庁舎も移転する中で、これはずっと、こういう窓口は設置していくのを約束してほしいと思うくらい、お願いしておきます。

以上です。

○議長（植竹美智雄君）続いて、4点目の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）2項目4点目について、御答弁を申し上げます。

市町村の行財政基盤の強化と効率化を目的に国の協力的な指導のもと行われた平成の大合併により、約3,200ありました市町村が、現在約1,700と大幅に減少しました。

本町においても、平成 15 年に幸手市との合併協議会を立ち上げましたが、最終的には合併に至らなかった経緯があります。

平成の大合併から約 20 年が経過した今、合併の効果を見てみますと、特に編入された市町村の多くにあっては、住民にとって目に見える大きな効果が必ずしも得られていないのではないかと私は感じております。これまでであった役場が一部の役割だけを担う支所になったり、自治体の規模が大きくなったことにより、住民の意見が施策に反映されにくくなるなど、以前の町のよさが損なわれているような感じを抱きます。

私といたしましては、交通の利便性があり、多くの企業が立地し、町への熱い思いを持つ町民の皆さんがいるポテンシャルの高いこの五霞町のよさを更に磨き上げていくことが、将来に向けて最善策であると考えております。

このため、合併は行わず、小さな自治体であるからこそできる魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えております。

具体的に私の今後のまちづくりの一端を申し上げますと、これからの人口減少や少子高齢化を見据えると、コンパクトなまちづくりが必要だと考えます。新たな役場を中心とし、町内を巡る公共交通を更に充実させ、商業施設などの誘致により利便性も上げていきたいと考えています。また、健康面では、いつまでも町民の皆さんが元気に過ごせるよう介護予防にも力を入れていきたいと考えています。このように、夢を挙げたら切りがありません。

いずれにしましても、将来のあるべき町の姿を皆さんと共有し、町長就任以来申し上げております町民の皆さん、事業者の皆さん、そして行政が一体となった協働のまちづくりを進め、「住み続けたい、住んでみたい」と思われるような魅力あるまちの実現に向けて一生懸命取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）伊藤議員。

○7 番（伊藤正子君）町長、答弁ありがとうございます。

人口を基準として、減少している現在、消滅可能性自治体と位置づけされていることは非常に残念です。

私も五霞町が大好きです。何十年とここにいて、本当に五霞町は変わりましたよね。

インター周辺の開発は、国会に当時の染谷町長が要望書を出して、私もそれに行って。本当に、こんなに五霞町が変わるのかと。

それで、インターチェンジ周辺と原宿台の真ん中を抜ける県道 267 号。これで、私の家の周りも変わりました。

こんなに車が来て、働きに来てくれているのに、この人たちがどうしてこの町に住んでくれないのか、疑問に思う毎日です。この人たちが、みんなでふるさと五霞に Uターンして、にぎやかな町になるように、みんなで PR して盛り立てていきたいと思っておりますので、今、町長もおっしゃったように、高齢者は五霞町に住んでよかったと言っている人がたくさんいるんです。皆さん、この開発した五霞町原宿台、それから近隣の自治体で働いてきて、皆さん、それなりに収入もあって幸せだという声を聞くので、ただ若者がここに住み着いてくれる、定住してくれるということを本当に町民全部で PR して、自分の家庭も若者が出ていかないように、そういう町にしていきたいと思っております。

戦後 80 年、私は五霞町が大好きで、五霞町で終わるのですが、もっと元気な町にしていこうと願わずにはられません。

今日はありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（植竹美智雄君）以上で、一般質問通告者全員の質問が終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

---

#### ◎休会の件

○議長（植竹美智雄君）続ききまして、日程第 3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の一般質問の日程は、本日及び12月8日の2日間と決定しておりましたが、本日一般質問が全て終わりましたので、8日を休会とし、議案調査日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）異議なしと認めます。

よって、12月8日を休会とすることに決定いたしました。

次回の本会議は、12月9日の最終日となります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（植竹美智雄君）これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 1時47分

